

沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書 XI

～ 審議未了となった琉球政府「銀行法案」～

小 谷 融

目次

1. 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書（第74巻第3号）
2. 琉球政府金融検査庁の変遷
3. 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」（第74巻第4号）
4. 琉球政府「証券取引法」の変遷
5. 琉球政府「公認会計士法」の変遷
6. 銀行に対する公認会計士監査制度（第74巻第5号）
7. 銀行に対する公認会計士監査の実態
8. 公認会計士法における日本公認会計士の実態（第74巻第6号）
9. 外資導入免許制度における外国公認会計士
10. 琉球政府「銀行法」の変遷（第75巻第1号）
11. 琉球政府「相互銀行法」の変遷（第75巻第2号）
12. 琉球政府「無盡業法」の変遷
13. 模合の規制法規（琉球政府「貸金業等取締法」ほか）（第75巻第3号）
14. 琉球政府「協同組合法」の変遷（第75巻第4号）
15. 琉球政府「信用金庫法」の変遷
16. 琉球政府が認可した信託会社（第75巻第5号）
17. 琉球政府「労働金庫法」の変遷（第75巻第6号）
18. 琉球政府「信用保証協会法」の変遷
19. 審議未了となった琉球政府「銀行法案」（第76巻第1号）

19. 審議未了となった琉球政府「銀行法案」

（1）琉球政府自治権拡大を目指した銀行法案（1968年）

イ. 金融行政における布令と民立法の併存から統一銀行法へ

沖縄の金融関連法の体系は、米国民政府が金融行政当局となる「布令」と琉球政府が当局となる「民立法」の二つが錯綜し、全体として統一性を欠く極めて不自然な体系となっていた。布令として、①1948年米国軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」、②1952年米国民政府布令第85号「金融機関の会計検査施行の責任」、③1958年高等弁務官布令第10号「銀行」および④1961年高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業及び信用供与」が適用され、琉球政府立法として、①1954年立法第63号「銀行法」、②1953年立法第68号「相互銀行法」および③大正11（1922）年法律第65号「信託業法」が適用されていた。

金融行政に大きな影響を与えたのは1961年布令第37号である。同布令は、銀行法および相互銀行法に基づき琉球政府の免許を受けて営業している民間銀行の銀行業務運営の適正化と琉球政府の銀行監督権を強化するために公布された。翌1962年9月1日布令第37号改正第1号では、銀行監督権限を強化するため銀行監理官「金融検査部長」に独立した監督権限を与えるとともに銀行監理官、主任検査官および検査官の身分を保障した。この1962年布令第37号改正第1号の規定により任命された金融検査部長外間完和は、金融機関の不正を摘発するとともに、金融機関の再編や人事の刷新を強行し、金融機関の正常化、健全化を達成した¹⁾。立法院やマスコミあるいは一般世論は、金融機関の正常化、健全化を評価しながらも、布令第37号の公布により琉球政府の自治権が侵害されたとして米国民政府に対して批判を向け、その布令第37号の撤回を要求した²⁾。当時金融検査部長であった外間完和は、このことを「金融機関の整理統合等が一段落した1964年半ば頃から『統一銀行法』の勉強会にとりかかった。1965年になると、立法院、特に野党側から民立法をせかされて来た。私も、立法院の内政委員会の平良幸市議員から、この問題について何度もしつこく質問を受け追求された。私は、現状を詳しく説明したが、布令を廃止して民立法を早期につくれという動きは急であった。新聞もまたこの問題を社説その他で論じた。私が退職する1965年7月の時点では、民政府としては銀行布令（筆者注：布令第37号）を廃止するには、現行の布令第37号に盛られた銀行監督と責任の精神を民立法に入れることが条件であった」と述べている³⁾。

これを受け、琉球政府は、布令第37号に代わる適切な立法を行い、併せて上記の錯綜する布令・琉球政府立法の金融法令を琉球政府立法に一本化し、「統一銀行法」とするとともに関連法令を廃止することとした。金融検査庁では、1966年4月より統一銀行法の立法を準備すべく草案の作成に着手し、同年10月より月1回の法案審議委員会において審議を重ねてきた⁴⁾。法案審議委員会は、法令に基づく公式なものではなく、金融検査庁がより民主的な法律を制定するため立案の段階において関係者の意見を取り入れるとして任意に設けた委員会であり、金融検査庁（2名）、米国民政府経済局（1名）、那覇銀行協会メンバーバンク（各1名）、那覇銀行協会事務局長によって構成されている⁵⁾。1967年5月12日現在における金融機関側の委員は、①那覇銀行協会佐久真亀吉、②琉球銀行計画部調査役比嘉盛顕、③沖縄銀行業務部総務課長上原弘信、④南陽相互銀行業務課長城間勲、⑤中央

1) 小谷融 [2023a] 67頁～68頁を参照されたい。

2) 琉球銀行調査部編 [1985] 145頁～146頁。

3) 外間完和 [2004] 281頁。

4) 沖縄県公文書館所蔵資料『雑書1967年2』（資料コード R00070909B）「金融検査庁1967年12月15日局長引継事項の一部修正について」。委員会の名称は、引用資料では「法案審議委員会」となっているが、他の資料（注19）では「法案審議委員会」ではなく「法案審査委員会」となっている。正式な委員会ではないことから、本章での委員会名は各々の引用資料の名称をそのまま用いることとする。

5) 沖縄県公文書館所蔵資料『銀行協会関係書類1966年』（資料コード 0000032975）「金融検査庁長1966年5月11日金銀第105号『金融業法（仮称）立案委員の推せん方依頼について』」。

相互銀行業務部企画課長牧野鎌吉、⑥琉球信託営業部長仲村篤夫であった⁶⁾。

ロ. 当初銀行法案（1968年）

金融検査庁は1968年3月27日、草案（統一銀行法案）を琉球政府部長会議に付議する⁷⁾。統一銀行法案立法勧告理由は次のとおり。

「一 この立法により、米国民政府布令第1号『琉球銀行の設立』、米国民政府布令第85号『金融機関の会計検査施行の責任』、高等弁務官布令第10号『銀行』及び高等弁務官布令第37号『銀行、銀行業及び信用供与』が廃止され、琉球政府の自治が促進される。
二 現行の銀行法（1954年立法第63号）、相互銀行法（1953年立法第68号）、信託業法（大正11年法律第65号）及び前記一の諸布令が錯綜して、非常に複雑になっていること、並びに信託会社関係の規定が特に不備なものが多いので今回の諸布令の廃止と合せて民法の不備な規定も整備し、できるだけ簡潔な一つの立法にまとめる。」

同草案は、次のとおり14章116条の本文と21項の附則からなっていた⁸⁾。

- 第1章 総則（第1条、第2条）
- 第2章 営業の免許（第3条～第12条）
- 第3章 資本の額、商号及び認可事項（第13条～第19条）
- 第4章 業務上の制限（第20条～第32条）
- 第5章 経理（第33条～第43条）
- 第6章 監督及び検査（第44条～第57条）
- 第7章 普通銀行（第58条～第63条）
- 第8章 外国銀行（第64条～第75条）
- 第9章 相互銀行（第76条～第81条）
- 第10章 信託会社（第82条～第91条）
- 第11章 合併又は営業の譲渡若しくは譲受（第92条～第96条）
- 第12章 解散（第97条～第103条）
- 第13章 雑則（第104条～第110条）
- 第14章 罰則（第111条～第116条）

ハ. 削除された金融検査庁職員の身分保障等を規定した条項

琉球政府部長会議において審議された前述の統一銀行法案は、第44条から第47条に規定された金融検査庁職員の身分保障に対して、総務局などの関係部局から強い反対が起こった。これに関連して、附則第21項における金融監理官の給与体系についても問題視される。各々について、その条文、総務局等の反対意見およびそれに対する金融検査庁の反論をみ

6) 沖縄県公文書館所蔵資料『金融雑書1967年』（資料コード 0000032991）「1967年5月12日金融業法（仮称）立案委員の出張について」。

7) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1970年』（資料コード 0000032970）「1968年3月27日統一銀行法案（仮称）の送付依頼について」。

8) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1970年』（資料コード 0000032970）「1968年1月11日統一銀行法参考案について『統一銀行法案訂正前（手書き）』」。

ていこう⁹⁾。

(金融監理官等の任命)

第44条 行政主席は、この立法の規定を運用し又は検査を実施するため、金融監理官、主任検査官及び必要な金融検査官を置くものとする。

- 2 金融監理官は、金融について理解と見識を有する者のうちから行政主席が任命する。
- 3 主任検査官は、金融検査事務に5年以上の経験を有する者の中から金融監理官が選定し行政主席が任命する。
- 4 金融検査官は、金融検査事務に3年以上の経験を有する者の中から金融監理官が選定し行政主席が任命する。
- 5 金融監理官は、琉球政府行政組織法(1961年立法第100号)第19条第2項の規定にかかわらず、この立法の規定の運用については、直接行政主席に責任を負う。

[第44条に対する総務局の反対意見]

主任検査官および金融検査官は、金融監理官が選定し、それに基づき行政主席が任命することになっている(第3項、第4項)。これは実質的には金融監理官の任命と代わらないものである。また、担当局長である通商産業局長を飛び越えて金融監理官が行政主席と直結すると(第5項)、通商産業局長は金融検査庁の動きが分らなくなりロボット化することになる。

(金融監理官の欠格事項)

第45条 琉球政府公務員法(1953年立法第4号)第19条各号の一に該当する者及び政党に席を置く者は、金融監理官となることはできない。

[第45条に対する総務局の反対意見]

政党に席を置く者は金融監理官となることはできないとする任用条件は、その合理的理由は見出せない。

(金融監理官の分限)

第46条 金融監理官は、前条に該当するに至った場合を除いてその意に反して免職されることはない。

(金融監理官等の身分保障)

第47条 金融監理官、主任検査官及び金融検査官は、その意に反して他の部局へ転任させられることはない。ただし、非行又はその任務を満足に遂行できないとの事実を書面によって示された場合はこの限りでない。

[第47条に対する総務局の反対意見]

職員の意に反して異動ができないとすれば、逆に業務が沈滞し腐敗化する危険があるばかりではなく、行政主席の任命、監督権を犯すことになりかねない。身分保障の行き過ぎである。また、以上のような特別規定は本土にもなく、現在進められている日琉一体化策に逆行するものであり、その存在は「民度の低さを物語るもの」である。

9) 琉球銀行調査部編 [1985] 147頁～148頁。

[第44条から第47条に対する法務局の反対意見]

金融監理官について、行政組織法および公務員法の特例を設けることは、現行法体系上あるいは立法政策上好ましくないと解され、したがって当局も総務局の意見と同様第44条以下を修正、削除のうえ勧告するのが妥当であると思料する¹⁰⁾。

(附則第21項)

第21項 一般職の職員の給与に関する立法（1954年立法第53号）を次のように改正する。
第28条に次の1項を加える。

2. 金融監理官の給与等については、特別職の職員の給与に関する立法（1953年立法第23号）第3条の規定を準用し、同条第1項別表の行政事務部局の局長の給与に準ずる。

[附則第21項に対する法務局の反対意見]

附則第21項は、金融監理官の給与等について全面的に特別職の給与に関する立法を準用しているが、一般職たる金融監理官については、一般職の職員の給与に関する立法で規定するのが妥当である。したがって、予定されている一般職の職員の給与に関する立法の一部改正で措置すべき事項であると思料する¹¹⁾。

[金融検査庁の反論]

金融検査庁は、次のような反論行っている¹²⁾。

① この特別規定を設けたのは、預金者に代わって銀行を厳しく監督するためであり、特に沖縄の特殊事情からして、過去の例にあるような情実、馴合、政治介入などを排除するためにはしっかりした職員の身分保障がなければならない。

事実、この時期の1968年3月29日に株式会社朝日信託の設立発起人代表者池田光政から行政主席に営業仮免許の申請が行われた。これについて、琉球政府の極めて高いレベルからそれを認可するように金融検査庁に圧力が加えられている¹³⁾。同様のことが沖縄の本土復帰直前の1972年1月18日に株式会社沖縄中部銀行の発起人代表大山光から行政主席に提出された営業仮免許申請でも行われている¹⁴⁾。

② 日琉一体化に逆行するというが、本土は行政と検査が分離され相互に牽制し合っているので沖縄の現実とは異なる。

-
- 10) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1970年』（資料コード 0000032970）「1968年3月22日法務局法制室法制審査官作成法制意見」。
- 11) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1970年』（資料コード 0000032970）「1968年4月30日法務局法制室法制審査官作成法制意見」。
- 12) 金融検査庁長は総務局長宛てに「統一銀行法案についての金融検査庁の見解」と題する文書（沖縄県公文書館所蔵資料『1968年』（資料コード R00070485B）「金融検査庁長1968年5月22日金総第135号『金融検査庁長の給与に関する当庁の見解』」）を提出しているが、沖縄県公文書館において見つけることはできなかった。本文の①～③は、琉球銀行調査部編「1985」147頁～148頁から引用したものであるが、同書は「統一銀行法案についての金融検査庁の見解」を参考にしたものと思われる。
- 13) 琉球銀行調査部編「1985」148頁～149頁。小谷融「2024c」29頁～36頁を参照されたい。
- 14) 沖縄県公文書館所蔵資料『中部銀行関係書類1972年』（資料コード 0000032834）「株式会社沖縄中部銀行の仮免許について」。与座章健「2020」48頁。

- ③ 米国、西ドイツ、台湾などでも特別な身分保障制度がなされている。
- ④ 金融検査庁長の給与は布令第37号の規定に基づいて、現行局長給与に準じて支給してきたが、これが行政職特1号に加えられることによって大幅な減額となり、既得権さえも侵されることとなる。庁長の職務の重要性については、布令第37号の発令からも容易に察するところであるが、なお先に発表した別添「統一銀行法案についての金融検査庁の見解」でも触れているとおりであり、給与もそれに相応しいことが望まれる。一般経済社会との関連で見る銀行監督機関の長の責務は非常に重いものである。庁としての考え方は、銀行監督機関に政治の介入を避けることができる組織権限を付与することが最終的な狙いである。その考え方を前提にすれば銀行監督機関の長に対する給与身分は、少なくとも現在の組織法による局長のそれに準ずるものでなければならない¹⁵⁾。

これを受け、法案担当部局長である金融検査庁長を除いた副主席、企画局長、総務局長および通商産業局長からなる関係局長会議において、最終的に法案は第44条第2項から第47条までと附則第21項を削除することとなった。また、名称についても、統一銀行法の「統一」は不適当ではないかとの部長会議の意見により「統一」を省いて「銀行法」に改められた¹⁶⁾。

二. 法案審査委員会米国民政府側委員の賛同を得られず

金融検査庁は1968年5月7日、関係局長会議の命により第44条第2項から第47条までおよび附則第21項を削除した銀行法案を琉球政府局長会議に付議する。琉球政府の立法過程では、法案は所管部局が行政主席に立法勧告を依頼する前の段階において、米国民政府による立法許可を得る必要があった。いわゆる米国民政府との事前調整である¹⁷⁾。削除された前述の特例規定は、現行の布令第37号をそのまま引継いだものであり、それは布令第37号の改正に関わった高等弁務官の銀行顧問リッチモンド連邦準備銀行前副頭取のN.L.アーミステッドや米国民政府がすでに十分検討を加えたものであった。このような経緯もあって、特例規定を修正し、削除したことは、「統一銀行法に金融検査庁職員の身分保障が規定されることを前提に布令の廃止」を事前に了解していた米国民政府も態度を硬化させ立法勧告反対の立場をとる¹⁸⁾。金融検査庁からの照会においても、法案審査委員会米国民政府側委員から「立法勧告について賛成できない」旨の回答が寄せられた¹⁹⁾。

前述のN.L.アーミステッドは、キャラウェイ高等弁務官着任8ヵ月後の1961年10月に銀行顧問として迎えられた²⁰⁾。キャラウェイ高等弁務官から金融界の憂うべき現状を立て

15) 沖縄県公文書館所蔵資料『1968年』(資料コード R00070485B)「金融検査庁長1968年5月22日金総第135号『金融検査庁長の給与に関する当庁の見解』」。

16) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1970年』(資料コード 0000032970)「1968年4月18日金融検査庁銀行課金城勲作成文書」。

17) 小谷融 [2022] 9頁～10頁を参照されたい。

18) 琉球銀行調査部編 [1985] 148頁。

19) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1970年』(資料コード 0000032970)「『1968年5月31日銀行法(参考案)の立法勧告依頼について』の添付資料」。

直すため布令第37号の改正が指示され、翌1962年9月1日に同改正第1号が公布される。これにより琉球政府内務局に属していた「金融検査部」は独立行政機関的な性格を強めるとともに、銀行監督機関の長および検査官の身分保障が強化された。布令第37号改正第1号の改正背景からみて、法案審査委員会米国民政府側委員が銀行法案に異議があるとしたのは、必然的なことであった。布令第37号改正第1号の改正事項である金融検査部の独立、銀行監督機関の長および検査官の身分保障の強化を改めてみておこう²¹⁾。

第2条 適用

c この布令における「金融監督機関」は、金融検査部又はその承継機関をいい、用度品の調達、予算編成及び人事等の部内管理目的に関してのみ内務局に付属する。行政主席は、本布令及び銀行関係法の規定を履行させ、且つ、施行させる任務と責任を有する。

第4条 銀行検査官の任命、資格、職責及び権利乱用の禁止

a 行政主席は、民政官の承認を得て「銀行監理官」の肩書を持つ銀行監督機関の長に適格者を任命する。銀行監督機関の長は、行政主席に対し直接責任を負い、主任検査官、検査官及び検査官補を選定する権限を有する²²⁾。但し、これ等の者の任命については、行政主席が民政官の承認を得て行うものとする。被任命者の職級及び給料は、同等又は類似の資格及び責任を有する者のそれと相応のものとする。銀行監督機関の長の給料及び身分は、局長のそれと同格とし、主任検査官の給料及び身分は、次長のそれと同格とする。必要な検査及び監督の責任を適切に遂行できる職員を維持確保するため、充分な人数の銀行検査官を任命しなければならない。銀行監督機関の長及び検査官は、(1)本人の承諾なくして他の機関に異動されたり²³⁾又は(2)非行又は所定の任務を満足に遂行できないときに詳細なる事実調査により理由が提示されない限り解雇されない。この両措置の何れを取るときも行政主席及び民政官の書面による承認を受けなければならない。金融検査部の職員は、適格である場合琉球政府職員の中での他の地位に昇進する資格と

20) 与座章健 [2020] 38頁～46頁が詳しい。

21) 小谷融 [2023a] 65頁～68頁を参照されたい。

22) 金融検査庁長が検査官補を選定した事例として、金融検査庁長が1968年8月6日に通商産業局長に提出した金総親第10号「職員の任用手続き方依頼について」がある(沖縄県公文書館所蔵資料『1968年』(資料コード R00070485B)「1968年8月6日金総親第10号」)。同文書には「みだしについて、近く企画局に転出が予定されている当庁銀行課垣花祐造(職位金検銀第3号3級金融管理職)の後任に下記の者を補充したいので、選定書(筆者注:略)を別添のとおり送付しますから任用手続方お取り計らいください。記 金融検査庁総務課 2級一般事務職 屋良朝一」と記述されている。これを受け、屋良朝一は金融検査庁銀行課検査官補への人事異動が発令されている。

23) この取扱いに従った事例として、金融検査庁総務課長泉朝昭が1969年1月13日に総務局長に提出した同意書がある(沖縄県公文書館所蔵資料『1969年』(資料コード R00070483B)「1969年1月13日金融検査庁総務課長泉朝昭『同意書』」)。総務課長泉朝昭は金融検査官を兼務していた。同意書には、「私は高等弁務官布令第37号(銀行、銀行業及び信用供与)第4条第a項の規定により琉球政府の他の機関に異動することを承諾します」と記述されている。これを受け、行政主席は1969年1月16日、「1級一般経済職(諮問委員会琉球政府代表事務局主任調査官)に転任させる。職務の等級行政職(一)2等級6号給を給する金融検査官を解く」との人事異動を泉朝昭に発令している。

権利を有する。(以下略)

ホ. 発議されなかった金融検査庁職員身分保障が削除された銀行法案

金融検査庁は1968年5月31日、法案審査委員会の米国民政府委員から金融検査庁職員の身分保障が削除された銀行法案のままで立法勧告することには賛成できない旨の回答を得ていたが、局長会議での決定に従い行政主席の決裁を受け、通商産業局に立法勧告手続きの依頼を行う²⁴⁾。この段階での銀行法案は15章115条の本文と21項の附則からなっていた。これを受け、行政主席は同日に立法院議長に対し立法勧告を行う。立法勧告理由は当初銀行法案のとおり。立法勧告を受けた立法院議長は翌日6月1日、銀行法案を内政委員会に付託する²⁵⁾。銀行法案の中に金融検査庁職員の身分保障を残す必要性を重視する金融検査庁の考えは米国民政府の意向と完全に一致していた。にもかかわらず金融検査庁が金融検査庁職員の身分保障が削除された銀行法案で勧告手続きを行ったのは、銀行法が成立しても米国民政府は布令第37号を廃止せず、銀行法と併存させるとみたからである²⁶⁾。このことは、次の「ヘ. 廃止されなかった高等弁務官布令第11号」からも推察することができる。

立法院議長から付託を受けた内政委員会では調査未了として²⁷⁾、銀行法案を第36回議会議定例の立法院本会議に発議することはなかった²⁸⁾。内政委員会が立法院本会議に発議しなかったのは、この銀行法案が可決成立したとしても、布令第37号が廃止されなければ、この銀行法よりも布令第37号が優先して適用され効力を持つことになるからであったと推測される。

ヘ. 廃止されなかった高等弁務官布令第11号

琉球政府により新たに立法されたが現行の高等弁務官布令が廃止されなかった外資法をみておこう。沖縄における戦後の外資に関しては、1952年3月19日米国民政府布令第74号「外資導入」が制定されるが、同年9月10日米国民政府布令第84号「琉球における外国人の投資」がこれに代わり、さらに同年11月1日米国民政府布令第90号「琉球列島における外国人の投資」に引継がれる。この布令第90号がB円時代の外資法として1958年まで存続した。1958年9月の法定通貨のドルへの切替えに伴い、外資に関しても、新たに1958年9月12日高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」が制定された²⁹⁾。

その後、外資に関しては、立法院において1968年9月12日立法第151号「外資に関する立法」が制定される。この立法第151号は、高等弁務官布令第11号の規定が抽象的で解釈上の統一性を欠き、その管理面においては報告義務あるいは政府職員による立入検査に関

24) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1970年』(資料コード 0000032970)「1968年5月31日銀行法(参考案)の立法勧告依頼について」。

25) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告未発議第36回議会議定例1967年』(資料コード R00156431B)「銀行法の内政委員会への付託」。

26) 琉球銀行調査部編 [1985] 149頁。

27) 琉球政府立法院事務局議事課 [1968] 15頁。

28) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告未発議第36回議会議定例1967年』(資料コード R00156431B)「銀行法の内政委員会への付託」。

29) 小谷融 [2024a] 111頁～113頁を参照されたい。

する規定が明記されておらず、運用上支障をきたしていたので、これらの不備な点を是正して、外資導入の促進を図るとともに外資行政の実効性を確保するために、布令第11号に代わるものとして導入された³⁰⁾。

しかしながら同立法については、米国民政府側はいわゆる事前調整の段階から次の理由により外資導入の促進にはマイナスであると反対する³¹⁾。

- ① 布令では株式取得につき、一定の場合は許可を要しないとされているが、立法ではこのような免除規定を有しない。
- ② 外資導入手続きが複雑化し、外資導入を停滞させる可能性がある。

最終的に米国民政府の同意が得られないまま行政主席によって署名公布されたが、米国民政府はその後布令第11号を廃止することはなかった。このため銀行法案が立法院で審議されている当時、外資に関しては布令第11号と立法151号の二法令が並存する状況であった。もっとも布令が形式的効力の点では上位にあるところから、行政の実際においては、外資審議会に関する規定（第3章第14条から第19条）を除いてすべて布令第11号によっていた³²⁾。

このことに関しては、後の銀行法案を審議していた1969年12月10日立法院第40回議会（定例）閉会中審査内政委員会において、平良幸市委員および瀬長亀次郎委員からの発言がある³³⁾。後述(2)二の内政委員会における質疑応答を参照されたい。

(2) 沖縄返還に係る日米共同声明下における銀行法案（1969年）

イ. 日本と沖縄の一体化政策

日米の沖縄返還交渉が大きく前進したのは第二次佐藤・ジョンソン会談からである。佐藤総理大臣とジョンソン大統領は、1967年11月14日および15日の両日ワシントンにおいて会談し、現下の国際情勢および日米両国が共通の関心を有する諸問題に関し意見を交換した³⁴⁾。首脳会談後に発表された日米共同声明（1967年11月15日）³⁵⁾の7項に次の沖縄返還に関することが述べられている。佐藤総理大臣は帰国後、この日米共同声明に基づき「両3年以内に沖縄は返還される」と発言する³⁶⁾。

「総理大臣と大統領は、沖縄及び小笠原諸島について隔意なき討議をとげた。総理大臣

30) 1968年7月19日第36回議会（定例）立法院会議録第29号14頁経済工務委員長盛島明秀説明。1968年5月31日現在における高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」に基づく外資導入状況は、免許数303件、認可投資額235,818,510ドルであった。

31) 琉球新報1968年9月12日朝刊。

32) 島袋鉄男〔1970〕42頁。

33) 1969年12月10日第40回議会（定例）閉会中審査立法院内政委員会議録第3号。

34) 首脳会談において、佐藤総理大臣は、ジョンソン大統領のベトナム政策を積極的に支持し、沖縄の米軍基地の日本およびアジア諸国の安全保障に対する重要性を確認し、東南アジア諸国に対する日本の援助拡大を約束している。

35) 中野好夫編〔1969〕650頁～652頁。

36) 琉球新報社〔1983〕82頁。

は、沖縄の施政権の日本への返還に対する日本政府及び日本国民の強い要望を強調し、日米両国政府及び両国民の相互理解と信頼の上に立って妥当な解決を早急に求めるべきであると信ずる旨を述べた。総理大臣は、さらに、両国政府がここ両三年以内に双方の満足しうる返還の時期につき合意すべきであることを強調した。大統領は、これらの諸島の本土復帰に対する日本国民の要望は、十分理解しているところであるとのべた。同時に、総理大臣と大統領は、これらの諸島にある米国の軍事施設が極東における日本その他の自由諸国の安全を保障するため重要な役割を果たしていることを認めた。

討議の結果、総理大臣と大統領は、日米両国政府が、沖縄の施政権を日本に返還するとの方針の下に、かつ、以上の討議を考慮しつつ、沖縄の地位について共同かつ継続的な検討を行うことに合意した。(以下略) 」

第二次佐藤・ジョンソン会談を境に米国の対沖縄政策は急速に変化していく。当時の高等弁務官は第5代目のアンガーであった。アンガーは米国民政府の布令を可能な限り琉球政府の立法に切り替え、復帰する際に、沖縄と本土間の法制度の違いで混乱が起きないように琉球政府の自治権を実質的に拡大し、日本と沖縄の一体化政策を進めた³⁷⁾。このことをアンガー高等弁務官は、1967年2月3日立法院第33回議会(定例)の開会に際して、次のようなメッセージを朗読している³⁸⁾。

「(略) 現行の政府間の取りきめに対するいかなる変更も日米両政府の決定によって行われるべき性質のものであり、ここにおける私達が決定することできないのであります。しかしながらわれわれの力で達成できる目標、つまり琉球政府の権限拡大については、現行制度のワクにおいて、私は最高の協力を提供するものであることを誓うものであります。皆様が必要な立法措置をとりかつ、与えられた権限を行使する上に必要な方法を講じさえすれば、できるだけ早目に琉球政府により多くの権限を委任することを私は約束したのであります。この約束にもとづいて、私は29の高等弁務官法令のリストを行政主席に送付したのでありますが、これらの法令はそれにとってかわる法律が制定され、かつその機能を果たす上に必要な機構が設置され次第廃止されることとなっています。(以下略)。」

具体的には、琉球政府庁舎³⁹⁾の3、4階を占領していた米国民政府は1968年1月8日に那覇市郊外浦添の米軍基地内に移転し、以後キャラウェイ高等弁務官時代に問題となった法案の事前・事後調整は形式的なものとなった⁴⁰⁾。米国民政府の布令においても、軍事基地維持に特に重要でない布令を可能な限り廃止し、琉球政府の立法に切替えていった。事

37) 琉球新報社 [1983] 401頁。

38) 1967年2月3日第33回議会定例琉球立法院会議録第2号16頁～18頁高等弁務官メッセージ。

39) 琉球政府の行政ビル(庁舎)は1953年4月28日に竣工した。現在の沖縄県庁とほぼ同じ場所に位置する。1階と2階は琉球政府が、3階と4階は米国民政府が使用していた。琉球政府行政ビルは、1972年5月15日の本土復帰後も、現在の沖縄県庁が完成する平成2(1990)年1月まで沖縄県庁第1本庁舎として使われていた。

40) 宮里政玄 [1975] 86頁。

実、布令の数は1968年8月現在の145から1969年6月には74に減少している⁴¹⁾。この時期に布令第37号「銀行、銀行業及び信用供与」等の金融関係布令が廃止されなかったのは、琉球政府において検討中であった銀行法案に金融検査庁職員の身分保障等が削除されていたこと、1968年3月29日付けで株式会社朝日信託から営業仮免許の申請が行われたが、これについて琉球政府の極めて高いレベルからそれを認可するように金融検査庁に圧力が加えられたこと⁴²⁾などが背景にある。このほか沖縄側が絶えず要求していた主席公選も認められ⁴³⁾、国政参加についても日米協議委員会（外務大臣、総理府総務長官、米駐日大使で構成）で原則的な一致をみた。日本政府援助の決定についても、1968年度から日米協議委員会の協議も形式的なものとなり、日本政府が沖縄側と協議して決めた援助額を米側に非公式に提示し、これを原案に正式に決定する方式がとられた⁴⁴⁾。

沖縄の返還が1972年中と決まるのは佐藤・ニクソン会談である。佐藤総理大臣とニクソン大統領は、1969年11月19日、20日および21日にワシントンにおいて会談し、現在の国際情勢および日米両国が共通の関心を有する諸問題について意見交換をした。首脳会談後に発表された日米共同声明（1969年11月21日）⁴⁵⁾の6項に次の沖縄返還時期に関することが述べられている。沖縄返還が1972年中と合意したこの日米共同声明は、銀行法の立法院における審議に大きな影響を与えることになる。

「（略）両者は、日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖縄の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに両者は、立法院の必要な支持をえて前記の具体的な取決めに締結されることを条件に1972年中に沖縄の復帰を達成するようこの協議を促進すべきことに合意した。（以下略）」

その後、1972年1月6日、7日の両日（米国時間）、米国カリフォルニア州サンクレメンテにおいて佐藤総理大臣とニクソン大統領との会談が開催される。7日に公表された共同声明⁴⁶⁾の4項において、次のとおり、沖縄の施政権を1972年5月15日に返還することで合意した。

「総理大臣と大統領は1969年11月21日の共同声明で予定された沖縄返還に関連する諸問題につき討議した。両者は1971年6月17日に署名された返還協定がそれぞれの立法院の支持をえたことを喜び、本年5月15日を期して沖縄の日本への返還を実施することを決定し

41) 琉球銀行調査部編 [1985] 148頁。

42) 琉球銀行調査部編 [1985] 149頁。小谷融 [2024c] 29頁～36頁を参照されたい。

43) アンガー高等弁務官は1968年2月1日、立法院第36回定例議会に対するメッセージで、「琉球政府行政主席の公選」を発表し、同日、行政主席を高等弁務官の任命制としていた1957年6月5日米大統領行政命令第10713号「琉球列島の管理に関する行政命令」も改正された。初の行政主席選挙は同年11月14日に実施され、革新共闘会議推薦の屋良朝苗が自民党公認の西銘順治を破って当選する。

44) 宮里政玄 [1975] 86頁～87頁。これにより日本政府の援助額は急増し、1967年には米国政府の援助額を上回り、翌1968年には米国政府の973万ドルに対し日本政府は2,359万ドルと、米国政府の2.4倍にも達した（松田賀孝 [1981] 317頁～318頁）。

45) 南方同胞援護会 [1972] 343頁～346頁。

46) 南方同胞援護会 [1972] 356頁～357頁。

た。(以下略)」

ロ. 銀行法案(1969年)

金融検査庁は、金融検査庁職員の身分保障等を削除した銀行法案について、再度、局長会議を経て行政主席の決裁を受け、1969年6月28日に通商産業局に立法勧告手続きの依頼を行う⁴⁷⁾。銀行法案は1968年5月31日に行政主席が立法院議長に立法勧告したものと同一のものである。その本文は次のとおり15章115条、附則は21項であった。

第1章 総則(第1条、第2条)

第2章 営業の免許(第3条～第11条)

第3章 銀行業審議会(第12条～第16条)

第4章 資本の額、商号及び認可事項(第17条～第23条)

第5章 業務上の制限(第24条～第36条)

第6章 経理(第37条～第47条)

第7章 監督及び検査(第48条～第57条)

第8章 普通銀行(第58条～第63条)

第9章 外国銀行(第64条～第75条)

第10章 相互銀行(第76条～第81条)

第11章 信託会社(第82条～第91条)

第12章 合併又は営業の譲渡若しくは譲受(第92条～第96条)

第13章 解散(第97条～第103条)

第14章 雑則(第104条～第109条)

第15章 罰則(第110条～第115条)

行政主席は1969年7月1日、銀行法を立法院議長に対し立法勧告を行う。立法院議長は同日、同法を内政委員会に付託する。内政委員長は同年8月15日、立法院議長に対し議会閉会中の調査研究を求める⁴⁸⁾。立法院議長は同日の8月15日立法院第40回議会(定例)の議事において、内政委員会に銀行法の立法調査について閉会中継続調査を付託する⁴⁹⁾。内政委員会は1969年12月10日、銀行法(立法調査)の閉会中審査を行う。同委員会において参考人金融検査庁長神谷嘉盛は銀行法案を次のように説明する⁵⁰⁾。

47) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1970年』(資料コード 0000032970)「1969年6月28日銀行法(参考案)の立法勧告依頼について」。

48) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法案第40回議会定例1969年4継続審査案件』(資料コード R00158524B)「継続審査要求書について(伺い)」。

49) 1969年8月15日第40回議会(定例)立法院会議録第30号110頁。琉球政府立法院事務局議事課[1969] 39頁。

50) 沖縄県公文書館所蔵資料『琉球立法院会議録第40回議会定例内政委員会第01号～第05号目次閉会中審査』(資料コード G80004641B)「1969年12月10日第40回議会(定例)閉会中審査立法院内政委員会会議録第3号」14頁～16頁参考人神谷嘉盛説明。同日の議題には、銀行法のほか信用金庫法についても行われている。沖縄県公文書館所蔵資料における内政委員会をはじめとする各種委員会の会議録検索方法は、松原文美[2017]を参照されたい。

[銀行法勸告理由]

- ① この立法により、米国軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」、米国民政府布令第85号「金融機関の会計検査施行の責任」、高等弁務官布令第10号「銀行」および高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」が廃止され、琉球政府の自治が促進される。
- ② 現行の銀行法（1954年立法第63号）、相互銀行法（1953年立法第68号）、信託業法（大正11年法律第65号）および①の諸布令が錯綜して、非常に複雑になっていること、ならびに信託会社関係の規定が特に不備なものが多いので今回の諸布令の廃止と合せて民立法の不備な規定も整備し、できるだけ簡潔な一つの立法にまとめる。

[法案を作成するにあたっての基本的な考え方]

- ① 金融制度については現状を維持する。ただし、琉球銀行については、商法上の株式会社として一般の銀行と同じ組織とする。
- ② 相互銀行については、中小企業金融機関としての性格をできる限り明確にする。
- ③ 信託会社については、本土におけるような銀行業務は兼営せしめないことし、長期金融機関としての性格を明確にする。
- ④ 外国銀行については、資本金の規定がないので、預金に対する最終的担保としての供託制度を設け、制限規定についてもできるだけ地元銀行と同じものとする。
- ⑤ 日本本土法（行政指導を含む）、米国法、その他諸外国の法令を参考にして立案する。
- ⑥ 銀行、信託会社の業務運営に関する規定については、琉球の現状に十分マッチした規定を定めることし、そのためには現行の民立法、布令、戦前の日本本土法および本土現行法の関係条文をよく咀嚼し、採用すべき規定は積極的に取り入れる。
- ⑦ 金融行政の中立性を明確にする。
- ⑧ 現行法を母体として立案する。

[現行の銀行関係法令]

銀行関係法令は次の3つに分類することができる。

- ① 民立法による銀行法（1954年立法第63号）、相互銀行法（1953年立法第68号）
- ② 米国軍政府布令、米国民政府布令または高等弁務官布令による米国軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」、高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」、高等弁務官布令第10号「銀行」、米国民政府布令第85号「金融機関の会計検査施行の責任」
- ③ 戦前の日本の法律による信託業法（大正11年法律第65号）

[会社の法令別分類]

現在の金融機関を法令別に分類すると次のように区分することができる。

- ① 銀行法：株式会社沖縄銀行（普通銀行）、バンク・オブ・アメリカ（外国銀行）、アメリカン・エクスプレス（外国銀行）⁵¹⁾、株式会社琉球信託（信託会社）、株式会社沖

51) アメリカン・エクスプレス（American Express International Banking Corporation）には、1956年7

縄信託（信託会社）

② 相互銀行法：株式会社南陽相互銀行，株式会社中央相互銀行

③ 米軍政府布令：琉球銀行

〔現行銀行法との関係〕

現行銀行法（1954年立法第63号）は罰則を含めて107条と大きな立法である。日本が占領下にあったときに大蔵省において準備した金融業法（国会に提出されなかった）を1954年琉球立法院において立法されたものだ⁵²⁾。この立法は，規則で規定したほうがよいような規定，商法と重複した規定，または沖縄の事情に適合しない規定があった。これを整備した上で，この立法を母体として現在勧告している銀行法を立案している。

〔米軍政府布令第1号「琉球銀行の設立」による琉球銀行〕

琉球銀行には，一般の会社における定款に相当する琉球銀行条例がある。他の銀行，相互銀行および信託会社は商法上の株式会社であるのに対して，琉球銀行は組織上株式会社の形態をとり，業務形態も普通銀行と変わることはないが，布令によって設立された特殊法人であり，組織も業務の運営ももっぱら布令第1号の一部をなすところの条例およびその附則によってなされている。したがって，監督権も民立法においては行政主席にあるが，琉球銀行の場合は民政官にあること，また，琉球銀行の株式は51%を米国民政府が所有しているところに大きな特色がある⁵³⁾。

〔高等弁務官布令第10号「銀行」〕

この布令は，1958年当時琉球内で流通していた米軍票，すなわちB円を米国ドルに切りかえる際に民立法である銀行法第5条（預金支払準備金の保有）を全面的に改正し，ならびに同法32条に外国為替取引を認める規定を加えたものである⁵⁴⁾。

〔高等弁務官布令第37号「銀行，銀行業務及び信用供与」〕

同布令が公布されたのは1961年1月30日である。当時は普通銀行2行，相互銀行7行，外国銀行2行，合計11行の銀行，相互銀行があった。そのうち外国銀行と琉球銀行を除く銀行，相互銀行のほとんどがその資産も不健全であり，業務運営も公益性を発揮しているとは言えなかった。そのような背景のもとに米国民政府および琉球政府では各銀行，相互銀行の健全化に取り組んでいたが，それを強力に支持するために公布された⁵⁵⁾。そのいきさつおよび目的は同布令の前文⁵⁶⁾と目的規定により明らかにされている。すなわち，この

月27日付けで銀行法に基づく営業の免許および布令第90号「琉球列島における外国人の投資」による外資導入免許証が交付された。バンク・オブ・アメリカ（Bank of America）には，1960年2月11日に銀行法に基づく営業の免許および布令第90号「琉球列島における外国人の投資」による外資導入免許証が交付されている。

52) 小谷融〔2024b〕を参照されたい。

53) 小谷融〔2022〕142頁～146頁，211頁～219頁を参照されたい。

54) 小谷融〔2024b〕156頁～157頁を参照されたい。

55) 小谷融〔2023a〕59頁～62頁，65頁～68頁を参照されたい。

56) 布令第37号の前文は，「安定した経済を保護し，且つ，その発展を促す事は，経済の絶えざる成長を図り，且つ，民主主義の原則に基づく効果的にして，責任ある政府に固有の恩恵を住民に絶えず

布令は、従来の銀行法ならびに相互銀行法の不備を補うとともに、行政主席の銀行監督権を大幅に強化し、銀行経営の健全化を図り、一般預金者を保護しようとするものであった⁵⁷⁾。

同布令は琉球銀行条例および民立法に優先するものであり、その内容は強力な取締規定が大部分で、刑事法的な規定が随所にみられる。また行政組織法上の特例を認めたこともその特色となっている。同布令は公布されてからすでに10年近く経過して、その間、銀行も普通銀行2行、相互銀行2行、外国銀行2行、信託会社2社とほとんど理想的な姿となり、個々の銀行も同布令が公布された当時とはその健全性、公共性においても大きく改善されてきた。このため、同布令の前文にあるごとく適切な立法によってかわるべき時期にあると考える。

〔金融機関の会計検査施行の責任〕

この布令は、銀行、相互銀行、外国銀行、無尽会社、信用組合、証券会社、保険会社、信託会社およびその他の金融機関に対して行う個人、会社または団体の検査権を琉球政府に与えることが目的である。立法によって設立された金融機関については、それぞれの立法に行政主席の検査権を規定している。ただし、琉球銀行については政府が検査する場合は、この布令を根拠にして実施している。布令にはこのほか、金融機関の検査報告書は行政主席を経由して民政府に提出すること、また検査は毎会計年度少なくとも2回行わなければならないことが規定されている。

〔銀行法案と現行法令の相違点〕

現行法令と部分的に変わった主な規定および新設規定は次のとおり。

(銀行の定義：第2条第1号～第4号)

普通銀行(第2号)、相互銀行(第3号)、外国銀行(第4号)についてそれぞれ定義し、これを総称する場合は銀行(第1項)とした。

(自己資本の定義：第2条第6号)

自己資本とは、資本の額および法定準備金その他の株主勘定に属する準備金ならびに貸倒引当金および退職給与引当金とし、その金額は計上すべき債務については、適正に計上し、かつ、不良資産については、その適正な償却を行って、決算期において確定されるべきものとする。

従来「実質資本」と称していたものを「自己資本」に改める。従来の実質資本は、「銀

享受させるための根底であり、健全な金融機構によって裏付けられる効果的にして責任ある政府の発展を助長し、保護し且つ住民の福利安寧の向上並びにその経済及び文化の発展を図る高等弁務官の職責を助成するために、公共の利益の見地から実施可能な健全、且つ、弾力性ある金融原則に関する法令によって設置された銀行業及び民間金融の強力にして、競争的な制度を確保する措置を講ずる必要があり、なお現状は合衆国の安全、財産及び利益だけにとどまらず、公共の金融上の利益にも影響を及ぼしており、前記の目的に鑑み早急にその目的を達成するに必要な立法及び規制措置を講ずることを不可避ならしめているので、茲に琉球政府立法院により、適切な立法がなされるまで下記のとおり布令する」とされていた。

57) 富原守保 [1964] 98頁。

行の払込資本金、及び株主勘定に属する準備金とし、その金額は計上すべき債務については、その総額を確実に計上し、且つ、不良資産については、その適正な償却を行って決算期において、確定されるべきものとする」とされていた（銀行法第2条第3項）。

（営業仮免許の基準：第5条）

行政主席は、営業の仮免許の申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、営業を仮免許してはならない。

- ① 事業計画が健全で、適切なものであり、かつ、公益の便益を増進するものであること。
- ② 当該免許によって銀行または信託会社相互間の適正な競争関係を阻害するおそれがないこと。
- ③ 免許申請の発起人が、その人格、能力および経歴が信頼するに足るものであること。
- ④ 常務に従事する取締役が予定されている者は、銀行または信託会社の経営に必要な専門的経験（原則として、銀行または信託会社における3年以上の指導的活動をいう）を有するものであること。
- ⑤ 取締役および監査役の予定者が禁固以上の刑に処せられたことがないこと。

これは、現行の営業の仮免許基準が抽象的で行政主席に大幅な裁量余地があることから、かなり具体的な規定に改められた。現行の銀行法第10条では、「行政主席は、前条の規定により、営業仮免許申請書が提出された場合において、関係者の人格及び能力が信頼するに足り、且つ、銀行が営む事業が健全で公共の便益を増進するものであると認めたときは、営業の仮免許をし、申請者に対して営業仮免許書を交付しなければならない」とされていた。

（銀行業審議会：第12条）

行政主席の諮問に応ずるため銀行業審議会を置く（第1項）。行政主席は次の処分をしようとするときは、銀行業審議会に諮り、その意見を聞かなければならない（第2項）。

- ① 銀行または信託会社の営業の仮免許
- ② 外国銀行の営業の免許
- ③ 相互銀行の普通銀行への転換の認可
- ④ 銀行または信託会社の合併または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡もしくは譲受の認可
- ⑤ 銀行または信託会社の金利等の認可
- ⑥ その他行政主席が必要と認める事項

これらの重要な事項を処理するに当たっては審議会の意見を求め、民主的な行政執行を図ることとされた。

（資本の額：第17条）

普通銀行業は、資本の額が100万ドル以上（第1項）、相互銀行業は70万ドル以上（第2項）、信託業は30万ドル以上（第3項）の株式会社でなければ営むことができない。

現行の最低資本額は、普通銀行業は20万ドル（銀行法第21条）、相互銀行業は5万ドル

(相互銀行法第5条)、信託業は20万ドル(銀行法第57条で準用する第21条)であったが、それぞれ金額を引き上げている。

(支払準備金の保有：第24条)

銀行は、定期性預金の総額の5%に相当する金額と定期預金以外の預金の総額の20%に相当する金額との合計額以上に相当する支払準備金を保有しなければならない(第1項)。信託会社および信託業務を営む普通銀行は、運用方法が特定しない金銭信託元本の3%に相当する支払準備金を保有しなければならない(第2項)。この場合、銀行および信託会社は、所要準備金の50%に相当する金額以上を現金または支払準備金受託銀行に預け入れた預金(定期性預金を除く)として保有しなければならない(第3項)。支払準備金受託銀行は、行政主席が指定する(第6項)。

従来、信託会社の金銭信託について支払準備金の保有を要求していなかったが、銀行法における定期預金に準じて支払準備金の保有を義務付ける。さらに民法法になれば当然のことであるが、支払準備金受託銀行の指定権を行政主席に移す。これは銀行の支払準備金の預託銀行決定権を米国民政官から行政主席に変更するものであり、預託銀行をこれまでの外国銀行から地元銀行に変更できるということを意味した。この改正は、金融逼迫のたびに地元金融界がその打開策の一つとして米国民政府に要求していたものである⁵⁸⁾。

(兼職又は兼業の制限：第35条)

銀行および信託会社の役員または職員は、他の銀行、他の信託会社、信用金庫、信用協同組合(組合の連合会であって預金の受け入れを行うものを含む)または証券業を営む会社に地位を兼ねてはならない(第1項)。銀行および信託会社の常務に従事する役員または支配人は、他の法人、組合もしくは個人企業の役員、職員、所有主または発起人となつてはならない(第2項)。銀行および信託会社の常務に従事する役員または支配人は、他の法人または組合の資本若しくは出資金の10%以上を保有してはならない(第3項)。銀行および信託会社の支配人以外の職員は、他の法人等に地位を兼ねようとするときは、行政主席の認可を受けなければならない(第4項)。

この規定は、布令第37号第15条「銀行業務の経営管理に積極的に従事している役員、監査役、職員若しくはその他いかなる者も、該銀行に勤めながら他の法人、組合、社団、個人企業又はその他の事業体の役員、理事、監査役、職員、所有主若しくはその他の資格で積極的にその経営管理、発起設立又は財務を司り或はそれらの投下資本の5%以上を所有してはならない」に準じたものである。同布令では、経営管理に積極的に従事している役職員の兼職は禁止されているが、銀行法案では、職員については支配人、すなわち営業店長または貸付決定権限のある職員の兼職は従来どおり禁止するが、一般職員については行政主席の承認を条件として認めることとしている。

なお、現行の銀行法第30条(兼職又は兼業の制限)第3項では、「銀行の常務に従事する役員、支配人その他の職員が他の会社の常務に従事しようとするときは、行政主席の認

58) 琉球銀行調査部編 [1985] 146頁。

可を受けなければならない」とされ、役員、支配人その他の職員の兼職または兼業を例外的に認める道を拓いているが、銀行法より布令第37号が優先されることから、この例外規定が適用されることはなかった。

（営業年度：第37条）

銀行および信託会社の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

これは現行の6か月を1年に改めたものである。

（自己資本の充実：第39条）

行政主席は、毎事業年度末において普通銀行にあっては預金の総額、信託業を営む普通銀行にあっては預金の総額と運用方法の特定しない金銭信託元本の総額の合計額、相互銀行にあっては預金の総額と未給付口掛金等の総額の合計額および信託会社にあっては運用方法の特定しない金銭信託元本の総額が自己資本の20倍に相当する金額を超える場合においては、当該銀行または信託会社に対して、金銭による利益の配当額に相当する金額以上を利益準備金として積み立てるべきと命じなければならない（第1項）。また、行政主席は、これらが自己資本の25倍に相当する金額を超える場合においては、当該銀行または信託会社に対して、一定の期限を附して資本の額を増加すべきことを命令することができる（第3項）。

現行銀行法は、預金総額が自己資本の20倍を超える場合は行政主席が指定する金額を利益準備金として積み立て内部留保を強化することを命じ（第60条第1項）、または増資すべきことを要求すること（第60条第4項）を規定している。これについて20倍を超えた場合には金銭による利益配当に相当する額以上を内部留保にすべき、および25倍を超える場合は増資すべき規定に改める。

（一人に対する貸出の制限：第67条）

外国銀行は、同一人および当該人の利害関係人に対する貸出（金融機関への貸出は除く）が当該外国銀行の沖縄における資産の総額の1%に相当する金額を超えることとなるときは、当該人および当該人の利害関係人に対して貸出をしてはならない。ただし、規則の定めるところにより行政主席の認可を受けた場合は、この限りでない。

これまで地元銀行に対して課されている一人当たり貸付けについての制限が外国銀行には課されていなかった。外国銀行にも新たに設けられた規定である。これは、外国銀行が地元金融機関に比べてこれまで極めて有利な立場にあったことを是正するものだ⁵⁹⁾。

ハ. 米国民政府の事前調整での反対意見

琉球政府総務局長は1969年7月3日、米国民政府に対し銀行法案についての事前審査依頼を行う。これを受け、法案審査委員会米国民政府側委員長法務中佐は1969年8月14日、琉球政府総務局長宛てにUSCAR-LSC 覚書第44号において「（琉球政府が）銀行法案の審査を依頼した1969年7月3日付GRI-LSC メモ第61号」に対してとして、次の理由により、銀行法案には異議がある旨の回答を行っている⁶⁰⁾。

59) 琉球銀行調査部編 [1985] 146頁。

① 同法案には、現在高等弁務官布令第37号第4条で規定している琉球政府金融検査庁の地位および独立性を維持する規定がなされていない。銀行監理官ならびにその職員を政治的圧力から保護するための規定の欠如は、1961年の金融不祥事件を繰り返す結果となろう。琉球政府金融検査庁の組織および職員の地位、独立性に関する規定を参考案に含めるよう勧告する。

② 第64条第2項は、外国銀行に対しある種の制限を設ける権限を主席に与えている。自由企業制度の下に健全な金融機関を育成するためには、各機関がその基本原則を守り、そしてこの原則は、法の改正による場合を除き変更されないことが必要である。当政府（筆者注：米国民政府）は、これは外国銀行にも等しく適用されるものと考える。同規定を削除しまたは緩和するよう勧告する。

（参考：第9章（外国銀行）第64条（免許））

第1項：本法施行地外に本店を有する銀行が沖縄において第58条第1項に規定する普通銀行の業務を営むには、行政主席の免許を受けなければならない。

第2項：前項の免許については、行政主席は特に必要な制限を附することができる。

③ 第67条は、外国銀行の個人に対する貸付限度を沖縄における外国銀行の資産総額の1%に制限している。これは、すなわち米国民銀行の沖縄支店2社の一人当り貸出限度額を約350,000ドルとすることを意味する。同規定によると、主席の承認を得て例外が認められるようになっているが、この額は、現在の琉球の銀行の貸付構造の下では低すぎ、かつ非現実的である。優良貸付の大部分が外国銀行に取られるのではないかという危惧は、信用貸の手段および源泉として外国銀行に対する経済界の需要を無視する理由にはならない。この規定を削除するか、または限度額を引上げて現実的で有益な限度を設定するように勧告する。

④ 第30条は、銀行に営利会社の株式の保有を認めている。これは、現行法の延長ではあるが、琉球の銀行関係法のこの規定は、米国の金融専門家の批判を受けてきた。すなわち、1959年に琉球を訪れた金融調査団の一員であった連邦準備銀行制度管理委員会特別顧問のロバート F. レオナード氏および1962年に高等弁務官の金融顧問を務め、そして昨年再び沖縄を訪れ琉球政府銀行法を検討したリッチモンド連邦準備銀行前副頭取の N. L. アーミステッド氏である。米国における慣行および経験からして銀行は、会社の株を保有すべきでないというのが彼らの意見である。他方、日本の銀行法はこの慣行を認めている。琉球の金融制度に最も適した慣行を採用するよう更に研究を進めるよう勧告する。

（参考：第5章（業務上の制限）第30条（会社の発行する株式の取得制限））

第1項：銀行及び信託会社は、他の会社の株式の総数の百分の五をこえて所有することとなる場合には、その株式を取得し又は所有してはならない（以下略）。

60) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法勧告書類1970年』（資料コード 0000032970）「1969年8月21日総務局長総渉第14-197『民政府調整法案の回答について』」。

⑤ 更に次のとおり勧告する。

- a. 当該参考案の立法院での審議を延期し、米国民政府および琉球政府が合同で日本政府大蔵省および日本銀行の専門家ならびに連邦準備制度および米国財務省の専門家と再検討し討議すること。
- b. 銀行および信託会社の最高幹部を同法案の突っ込んだ討議および検討の場に立ち会わせること。

上記④の「1959年に琉球を訪れた金融調査団」の補足である。金融調査団は、米国陸軍省の特別要請に基づき銀行制度や金融制度を調査している。メンバーはロバート F. レオナードのほかバンク・オブ・アメリカ副総裁補の R.D.H. ウイルマーであった。この2人に課された任務は、各銀行の業務を実地調査するとともに制度上の必要な改革を意見具申することであり、次のことについて勧告している⁶¹⁾。

- ① 銀行検査については、これまで非常に立派に行われ報告も正確に行われているが、主席、副主席、内政局長がその報告に基づいて適切な措置を施していない点を指摘し、上級幹部に対して厳重な実行方を督励している。

その後も琉球政府の金融浄化に対する消極的な姿勢に業を煮やした米国民政府は、銀行調査団の来沖から2年後の1961年1月30日に沖縄の金融界を震撼せしめた高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業務及び信用供与」、さらに翌1962年9月1日に同改正第1号を公布している⁶²⁾。

- ② 布令による琉球銀行条例と民立法第63号「銀行法」を統合して米国民政府と関係する部分だけを残す制度の簡素化。
- ③ 二つの商業銀行（琉球銀行と沖縄銀行）に別々に規定している法定預金準備率を統一し、また全銀行の法定預金準備金の運営を柔軟にするため「銀行法」と布令第1号を改正する⁶³⁾。
- ④ 米国民政府と琉球銀行との一層緊密な管理関係をうちたてるため布令を改正する。勧告の結果とられた琉球銀行条例の改正はおびただしい数にのぼった。
- ⑤ 銀行の監督および検査方法を改善し、相互銀行の増資を促進する。
- ⑥ 琉球復興金融基金を琉球銀行から独立させる。

1959年9月30日高等弁務官布令第25号「琉球開発金融公社の設立」が公布され、琉球復興金融基金が発展的に琉球開発金融公社となる。

なお、リッチモンド連邦準備銀行前副頭取の N.L. アーミステッドについては、前記(1)二を参照されたい。

二. 内政委員会における審議

琉球政府、担当部局である金融検査庁および米国民政府とも銀行法を制定し、布令第37号を廃止することについて意見の相違はなかった。しかし、琉球政府は銀行法のなかに布

61) 琉球銀行調査部編 [1985] 153頁～159頁。

62) 小谷融 [2023a] 59頁～62頁を参照されたい。

63) 小谷融 [2024b] 150頁, 156頁～157頁を参照されたい。

令第37条に規定されている金融監理官等の身分保障等に係る条文を挿入することは、本土にない規定で行政主席の任命、監督権を犯すものであり、その存在は民度の低さを物語るものであるとして認めなかった。それに対し、金融検査庁および米国民政府は、株式会社朝日信託の仮免許申請にあたり琉球政府の極めて高いレベルからそれを認可するようにと金融検査庁に圧力が加えられたこと等を踏まえ、金融監理官等の身分保障等に係る条文を挿入することにこだわった。米国民政府が事前調整の段階で同意しないことから立法院での審議は進まなかった。

そのような状況下のなか、1969年11月21日の日米共同声明において沖縄の返還が1972年中と合意された。1972年の本土復帰が決定した以上、琉球政府が当初意図した「自治権拡大」に向けた銀行法の制定は、その必要性が急激に薄らぐこととなった⁶⁴⁾。1969年12月10日開催の内政委員会における銀行法勧告理由説明後の質疑は、1972年に本土復帰が実現することが決まったこの時点において、審議を続ける必要があるのかというものであった。参考人である金融検査庁長神谷嘉盛の最終的な答弁は次のとおりであった。

- ① 新たに銀行法を立法せずとも現行の銀行法、相互銀行法で銀行業務を監督するうえで支障はない。
- ② 新銀行法を1年半ないし2年間施行するよりも、現行法のもとで銀行が復帰後本土の銀行と伍していけるような行政面に注力する方がよい。
- ③ 布令第37号廃止の見込みはないが、復帰（1972年5月15日）によりすべての布令は消滅する。
- ④ したがって、新たに銀行法を立法しなくてもよい。

当日の内政委員会における質疑応答のすべてを掲載したいが、誌面の都合で最初と最後の箇所を抜粋し紹介する⁶⁵⁾。

（平良幸市委員）

ただいまの勧告理由の御説明は、参考案立案当初における考えだと承っております。ところで、この参考案が立案された時点と現時点とは少し状況が変わってきておるんじゃないかと。それは共同声明が出されて、そのとおりであるかどうかは別として、一応は72年に復帰が実現するということになっている。そこで、ただいまの御説明からして自治拡大のことで運営上の点から改正はもくろまれたと考えられるが、それはそれとしてけっこうであるが、一応念のためにお伺いしておきたい点は、復帰の時点を目ざしてこういった関係法は新たな角度から考える必要があるかないか。特に復帰を目ざしての金融機関の問題は非常に複雑多岐にわたると思うんです。そういう点についての詳しいことはいずれの機会にお伺いするとして、その複雑多岐にわたると予想される中にぶち込んでこれだけ考えてみた場合に、立案当初の考えどおりでやってよいのか、新たにまた別の考えが入らなけ

64) 琉球銀行調査部編 [1985] 149頁。

65) 沖縄県公文書館所蔵資料『琉球立法院会議録第40回議会定例内政委員会第01号～第05号目次閉会中審査』（資料コード G80004641B）「1969年12月10日第40回議会（定例）閉会中審査立法院内政委員会議録第3号」27頁～32頁。

ればいけないのか、それが第一点。第二点は、かりにいま発表されたとおり72年に復帰が実現するとした場合、そのときに沖縄におけるこの種の問題は復帰に時点において右から左へとすぐさま移行するのであるか、それとのある期間臨時的に暫定措置が講じられるのであるか。いずれにしても残された二か年そこら、それに備えて現行法に手を加える必要があるのかないのか。そういう点はどういうふうに想定されるか。先ほど申し上げたように金融関係は複雑多岐にわたるが、これ一点だけではむずかしい点もあろうかと思いますが、いまは多岐にわたるのは抜きにしておいて、一応この二つにしばって考えてみた場合、どういうことが予想されるのか。端的に申し上げて、結局、立案当時の情勢といまの情勢とは違ってきておるが、これはこのまま進めておってよいかどうか、審議の段階においてまたその問題は取り入れてやっていいという考えであるのかどうか。そこら辺をお伺いしたい。

(神谷嘉盛参考人)

お答えいたします。これは勧告理由の冒頭でございますように、主目的は現在布令の規定している琉球銀行と、さらに布令第37号を廃止すること、したがって、自主的な琉球政府の自治権の拡大をするのがこの立法の大きなねらいでございます。現在の銀行法、相互銀行法あるいは琉球銀行条例等で銀行の業務を営むことにおいては、いささかも支障ないと考えております。したがって、いま平良委員から御指摘がありますように72年に復帰するということを想定しますと、この立法が制定されてから約一年半ないし二年しか執行できないという面をかね合わせますと、行政の立場からしますと、むしろ布令がこの立法を立法しなくても廃止できれば、この立法をせずに行政の面に力を注いでいきたいと。さらに復帰の時点で暫定措置がとられるかというような御質問がありましたが、御承知のとおり銀行行政は全部国の行政でございまして、したがって、復帰と同時に大蔵省の行政下に入ると、こういうふうに想定しております。ただ、今日考えられますことは、規模の面あるいは効率の面におきましても本土の銀行と比較しますと若干弱いのでございますから、特に復帰の時点でわれわれが心配しておるのは銀行の収益の面でございます。これは何かと申し上げますと、現在御承知のとおり独立経済を沖縄は持っておりますので、いわゆる外国為替業務が銀行の収入に大きなウェートを示しておると、例を申し上げますと琉球銀行におきましては大体年間140万ドルぐらいの外国為替手数料の収入が入るわけでございます。さらに沖縄銀行について27万ドル、南陽相互銀行については約6万ドル、中央相互銀行については5万7千ドルぐらいの外国為替取扱手数料に関する収入がございます。こういったもの等についてはだんだん機が熟すれば暫定措置として一定期間認めるよう行政府として検討を加え、訴えるべきことは訴えていきたいと、それ以外のものにつきましては当然先ほど申し上げましたように復帰と同時に大蔵省の行政に入ると、かように想定しております。

(平良幸市委員)

端的に言って、これはこのとおり改正はやっておいていいという考えですか。

(神谷嘉盛参考人)

この立法をせずして布令の廃止ができれば別段立法せぬでも銀行業務を監督する上においては支障ないと、こういうことでございます。

(平良幸市委員)

そこで関連するのでお伺いしますが、外資導入の布令はどうなっておりますか。

(神谷嘉盛参考人)

まだ廃止されていないようでございます。

(平良幸市委員)

したがって、民立法は寝ている形ですか。

(神谷嘉盛参考人)

抵触する分については、布令が優先するというので取り扱っているようでございます。

(平良幸市委員)

向こうがいままで立法のとおり施行させない理由は明確にされておりますか。

(神谷嘉盛参考人)

主管じゃありませんので、よく存じませんが、こういうことらしいようでございます。民立法は、外資についてはいわゆる立ち入り検査権等で非常に強化するということがねらいのようでございます。したがって、そういうようなことをするのであれば優良な外資が沖縄に入ってこないのじゃないかというようなことが民政府の意向のようであります。主管じゃありませんので、その程度のことしかわかりません。

(平良幸市委員)

自分たちで逐次民立法に移すという方針は立てておって、いざとなった場合に自分たちの都合のいいものは食いとめておくという形になっておるので、その食いとめておる理由は明確にしてじゃないという対処策も考えられない。一応終わります。

(略)

(瀬長亀次郎委員)

そうでしょうな。外資法ができて布令は廃止していないですからね、そういった面からいくと別段これ(筆者注：銀行法)がつくられたから布令(筆者注：布令第37号)が廃しされるというふうな見通しはつかぬわけですね。

(神谷嘉盛参考人)

いまのところついておりません。

(瀬長亀次郎委員)

じゃ、これはもうつくらぬでもいいということになりますな。

(神谷嘉盛参考人)

さっきから申し上げますように、これを出す時点といまの時点とはわれわれの感じとしてずいぶん変わってきておるわけです。72年に復帰となれば立法して一年半ないし二年というようなことであれば、いまの銀行法でももっと銀行が復帰後本土の銀行に伍していけるような行政面に力を入れたほうがいいんじゃないかと、こういうふうに考えます。

(略)

(盛島朝秀委員長)

そうすると、行政府としては先ほど話したように布令が廃止されなければ別に銀行法を立法しなくてもいいと、現行法でもいいという結論が出るわけですね。

(神谷嘉盛参考人)

はい。

1970年1月29日開催の内政委員会において、銀行法（立法調査）をはじめとする閉会中の継続審査案件の処理について付議された。これらはすべて審査未了として、立法院議長に報告されることとなり⁶⁶⁾、立法院第40回議会（定例）においては継続立法調査として処理される⁶⁷⁾。

その後、1970年2月2日開催の立法院第42回議会（定例）の議事において、銀行法（立法調査）を内政委員会に付託することが決定される⁶⁸⁾。しかし、内政委員会では銀行法（立法調査）は引き続き審査未了となり、最終的には本会議に発議されることなく審議未了のままで終わることとなった⁶⁹⁾。基礎作業開始からおおよそ4年をかけた金融行政の一元化への努力は結実することなく終わった⁷⁰⁾。立案作業が徒労に終わったのは、担当部局の金融検査庁の意向を無視した琉球政府上層部の「金融監理官等の身分保障等に係る条文を削除した銀行法であっても、銀行法が制定されれば布令第37号が廃止される」とした判断ミスである。

8. 公認会計士法における日本公認会計士の実態（補足）

本論集第74巻第6号2024年3月105頁下から5行目「8. 公認会計士法における日本公認会計士の実態 (3) 沖縄における日本公認会計士・外国公認会計士に対する導入反対運動イ. 監査の担い手である公認会計士不足」において、富原守保 [1964] 103頁から引用した「これに対して、長田義丸公認会計士ら地元側の関係者から強い反対があり」に関する資料を沖縄県公文書館でみつけることができた⁷¹⁾。資料タイトルが『貯蓄増強に関する書類雑書』であったことから執筆時に、この資料をみつけることができなかった。当時、公認会計士長田義丸等がどのような理由をもって、日本公認会計士・外国公認会計士導入に対し強く反対していたのか、補足としてその内容を紹介する。

公認会計士長田義丸、会計士補外間完和⁷²⁾を始め公認会計士試験受験者等を含めた50名

66) 沖縄県公文書館所蔵資料『琉球立法院会議録第40回議会定例内政委員会第01号～第05号目次閉会中審査』（資料コード G80004641B）「1970年1月29日第40回議会（定例）閉会中審査立法院内政委員会会議録第5号」9頁。

67) 琉球政府立法院事務局議事課 [1969] 39頁。

68) 1970年2月2日第42回議会（定例）立法院会議録第1号11頁。

69) 琉球政府立法院事務局議事課 [1970] 4頁～5頁。

70) 琉球銀行調査部編 [1985] 149頁。

71) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄増強に関する書類雑書』（資料コード R00070534B）「1961年7月10日琉球政府行政主席宛て『公認会計士の日本及び外国よりの導入申請に対する反対について』」。

72) 当時、沖縄における公認会計士は長田義丸一人であり、会計士補外間完和は琉球大学助教授で後の

が1961年7月10日、琉球政府行政主席宛てに「公認会計士の日本及び外国よりの導入申請に対する反対について」と題する陳情書を提出している。陳情書は、次の要旨および10の理由からなっていた。

「日本の公認会計士及び外国人公認会計士の沖縄における開業申請に対し、我々公認会計士、公認会計士補（筆者注：陳情書のママ、会計士補の間違い）、検定合格者、計理士、第1次、第2次、第3次及び検定試験受験者、及び会計学の研究に携わる者は、これらの導入申請に対し、沖縄の法律によって認められた職業的特権を侵害するばかりでなく、証券取引法、公認会計士法及び銀行布令（筆者注：1961年高等弁務官布令第37号「銀行、銀行業及び信用供与」）の趣旨にも反し、沖縄経済の発展を阻碍するものとして、次の理由をあげて反対するものであります。

- ① 日本及び外国からの技術の導入は沖縄において、これ等の技術を必要とする業界及び職業的専門家からの要望によって検討されるべきであるが、沖縄の経済社会で公認会計士の不足を現実にも招来している需要もなく、従って不足の事実もない。

（筆者注：沖縄の証券取引法における有価証券報告書提出基準が本土よりも低かったことから法制定時には80社近くの会社が有価証券報告書提出義務者となっている。しかし、当時、それらの会社の財務諸表を監査する公認会計士は長田義丸一人であった。）

- ② 琉球における会計士制度の育成発展に從來何等の積極的な措置をとらずして、いきなり会計士を導入することは企業及び技術等あらゆる部門における島内資本技術優先政策に反しており、琉球における公認会計士制度の育成を阻止し、永久に他国にれい属せしめる政策である。

（筆者注：会計士補の実務補習制度を担う指導公認会計士を増やすためにも、日本公認会計士の導入は必要であった。）

- ③ 証券取引法、公認会計士法及び銀行布令等はすべて沖縄の経済のためにあるのであり、又我々沖縄住民のためにあり、日本本土や外国の人々のために作られた法律では決してなく我等業界の意思に反して他の地域の人々の利益を計るべきではないと考えられる。

（筆者注：証券取引法、公認会計士法および銀行布令等は投資者、預金者を保護するものであり、公認会計士を保護するものではない。）

- ④ 現在迄に導入された外国人会計士の職務責任については、何等規制がなく放任されている。従ってこのような責任の不明確な会計士の監査はそれ自体の効力を疑問とする。かかる会計士は沖縄の監査制度を根底から破壊するものである。

（筆者注：1957年立法第110号公認会計士法が制定される前から外資導入免許が付与され、外国系、合弁企業等に対する任意監査を行っていた公認会計士事務所が複数あった。1954年に外資導入免許が付与されたプライスウォーターハウスアンドカンパ

ニーの前身であるロービングハムタムソン事務所もその一つである⁷³⁾。そのことを指しているようである。)

- ⑤ 公認会計士による有効適切な監査は、その経済地域社会の中で少なくとも最低3年以上の居住を必要とし、それ故に3年の実務補習期間もおかれている。地域経済社会を知らない従来の導入会計士の沖縄企業に対する任意監査は各所においてそれによる不信を生じ行き違いが起こっているが、これ等は全て沖縄という特殊経済地域の中に居住していないために生じた問題であり、かかる監査は企業にとっても何等の利益ももたらさないものである。

(筆者注：公認会計士法における実務補習期間とその者の居住地における期間とは、比較の対象になるものではない。)

- ⑥ 公認会計士はその業務の性格から、立派な人格をもち信用のある者であるならば、沖縄への導入による仕事はできない筈である。沖縄への導入をなさんとする会計士の中には日本本土及び外国において実力や人格や仕事のない質の悪い会計士又は試験を通して経験の浅い者達が単なる金儲主義の出かせぎ根性によるものに過ぎないと思われが、これは技術導入の趣旨に全く相反するものである。

(筆者注：日本公認会計士や外国公認会計士の資質を担保するため公認会計士法において、行政主席による資格の承認、かつ内政局に備える外国公認会計士名簿に登録することが義務付けられている(第19条)。)

- ⑦ 公認会計士は年間を通じて、その会社と密接な関係を有し監査終了後も永久的に責任を持たなければならない職能を有するものであるが、日本本土又は外国に本籍を有し往来して自己都合でいつでも沖縄に来ないでもよいような身分における仕事のあり方は、他の技術導入ならともかく、公認会計士の仕事の中においてはできない事である。最も厳格に最も強くその責任体制を追求され、かつもたねばならない公認会計士の仕事において、その地域経済社会に居住せず、しかも沖縄人でない他国の者が出かせぎ的な一時的な住居をもって仕事をなしたとするならば、その責任は誰が負うのであろうか。かかる無責任な会計士のあり方は許されるべきではないことは明らかである。

(筆者注：公認会計士法において、外国公認会計士も公認会計士と同様の懲戒(第19条第4項)・罰則(第49条等)規定が適用されている。)

- ⑧ 公認会計士法はその第18条において、公認会計士審査会の推薦を必要としているが、これは沖縄人が日本の公認会計士及び会計士補であった場合であり、日本人の場合は当然含まれないと解釈されている。日本の公認会計士は日本の国内において自己の職域の拡大を図るべきであって沖縄で我々があらゆる犠牲と努力をもって開拓した職域に我々の意志を無視して入り込むことは道徳上も許されるべきではない。世界各国では、その国の会計士協会に加入し登録しない限りそこでの仕事はできないことになっ

73) 小谷融 [2024a] 118頁～120頁を参照されたい。

ており、日本でも今日その方向への改正が必至にある中において、我々の意志を無視した導入などなさるべきではない。

（筆者注：公認会計士法第18条における日本の公認会計士とは、当初は沖縄籍を有する者と解釈されていたが、その後、日本籍の者を含むと解釈を拡大している。条文および制度の趣旨からいって、当初の解釈は間違いであった。）

- ⑨ 我々は職業人としての倫理観と道徳をもって常に誠実にその仕事をなしている。そしてそれに反した責任の一切を負うものである。技術導入の美名による日本本土及び外国の会計士がこれを負うことはできない。職務上負わなければならないにかかわらずこれを負い得ない状態において許されないことは自明の理である。

（筆者注：外国公認会計士に対する公認会計士法上の懲戒・罰則規定は上記⑦のとおり。）

- ⑩ 沖縄の公認会計士試験は、日本のそれと同一期日、同一試験委員、同一問題、同一採点基準によって行われ、その能力は同等又はそれ以上であるので、日本本土及び外国から何等技術の導入をする必要はない。ましてや、琉球の公認会計士法による公認会計士、会計士補も生まれ、更に銀行布令のための公認会計士制度もできた今日、そして公認会計士の受験者も増加の傾向にある時、これ等受験者の門を閉ざして職域を日本本土の人や外国人に半永久的に与えるような導入会計士制度は全面的に禁止されるべきである。

（筆者注：日本公認会計士、外国公認会計士の導入は、沖縄における公認会計士不足を解消することが目的であり、沖縄の公認会計士の質を問題にしていない。）

以上の理由を御考慮の上、ただ当面をしのぐ安易な考えで本土及び外国の会計士を導入し、沖縄の公認会計士制度を萌芽の中に破壊することのないように強く要望致します。」

上記の陳情書は公認会計士長田義丸一人が作成したのであろう。異様に感じるのは、当時公認会計士は長田義丸一人であったことから陳情者に会計士補1名、検定合格者1名、計理士1名、検定試験合格者1名、検定試験受験者8名、第1次試験受験者4名、第2次試験受験者24名、商業高校教員10名が含まれていることである⁷⁴⁾。これらの者は試験に合格すると、公認会計士になるためには指導公認会計士である長田義丸のもとで実務補習を受けなければならない。長田義丸はそのような関係に基づきこれらの者に網をかけたのであろう。

陳情書におけるこれらの理由は、証券取引法および布令第37号に基づく監査証明を行う公認会計士不足を解消するために日本本土および外国から公認会計士を導入する必要があるとの制度の目的を棚に上げ、かなりの感情的攘夷論的な感があり、琉球政府や万人を納得させるものではなかった。そのため、琉球政府公認会計士審査会は1962年8月21日、公認会計士法第19条第2項に基づき外国公認会計士資格試験を実施し、宮坂保清⁷⁵⁾および松

74) 琉球政府下における公認会計士試験制度については、小谷融 [2023b] 146頁～149頁を参照されたい。

75) 宮坂保清は沖縄の本土復帰前後の1971年～1977年の間、日本公認会計士協会会長であった。

田松千代が外国公認会計士として承認されている。

引用・参考文献

- 小谷融 [2022]『琉球政府時代の証券史』中央経済社。
- 小谷融 [2023a]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅰ～琉球政府金融検査庁の変遷～」『大阪経大論集』第74巻第3号47頁～73頁。
- 小谷融 [2023b]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅱ～廃案となった琉球政府『証券取引法及び企業会計に関する立法案』～」『大阪経大論集』第74巻第4号129頁～156頁。
- 小谷融 [2024a]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅳ～外資導入免許制度における外国公認会計士～」『大阪経大論集』第74巻第6号97頁～124頁。
- 小谷融 [2024b]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅴ～琉球政府『銀行法』の変遷～」『大阪経大論集』第75巻第1号143頁～170頁。
- 小谷融 [2024c]「沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書Ⅸ～琉球政府が認可した信託会社」『大阪経大論集』第75巻第5号11頁～38頁。
- 島袋鉄男 [1970]「貿易および外資法」『法律時報』第42巻第5号39頁～44頁。
- 富原守保 [1964]『金融の裏窓十五年：富原守保回顧録』経済評論社。
- 中野好夫編 [1969]『戦後資料沖縄』日本評論社。
- 南方同胞援護会 [1972]『沖縄復帰の記録』南方同胞援護会。
- 外間完和 [2004]『キャラウェイ旋風琉球政府金融検査部長回顧録』ひるぎ社。
- 与座章健 [2020]「琉球政府の銀行監督と復帰準備」『沖縄復帰・財務ノートー業務の回顧録（金融、主計）ー』財友会（沖縄総合事務局財務部OB会）16頁～49頁。
- 松田賀孝 [1981]『戦後沖縄社会経済史研究』東京大学出版会。
- 松原文美 [2017]「資料紹介：琉球立法院会議資料についてー会議録を中心にー」『沖縄県公文書館研究紀要』第19号1頁～7頁。
- 宮里政玄 [1975]「沖縄返還交渉ーその2ー」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』東京大学出版会86頁～102頁。
- 琉球銀行調査部編 [1985]『琉球銀行三十五年史』琉球銀行。
- 琉球新報社 [1983]『世替わり裏面史ー証言に見る沖縄復帰の記録』琉球新報社。
- 琉球政府立法院事務局議事課 [1968]『議会時報』第23号琉球政府立法院事務局。
- 琉球政府立法院事務局議事課 [1969]『議会時報』第24号琉球政府立法院事務局。
- 琉球政府立法院事務局議事課 [1970]『議会時報』第25号琉球政府立法院事務局。